

命 令 書

再審査申立人 社会保険診療報酬支払基金
再審査被申立人 全国社会保険診療報酬支払基金労働組合

主 文

- 1 本件初審命令主文の別表(1)中「A 1」を削り、同人に関する再審査被申立人の救済申立てを棄却する。
- 2 その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

なお、初審命令で救済対象者とされているA 1は、当委員会に対して、既に全基労を脱退しており本件に関し救済を求める意思がない旨の上申書を提出しているので、同人を救済対象者から除外することが相当であると思料する。

以上のとおり、初審命令主文を主文のとおり変更するほかは、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和63年7月20日

中央労働委員会
会長 石川 吉右衛門 ㊞